

(参考) 支援内容一覧表

事業の対象となる要件		通所系	短期入所系	訪問系	介護施設等	高齢者施設等	対象のかかりまし経費
県要綱		第3条第1号	第3条第2号	第3条第3号	第3条第5号	第3条第6号	
第5条(1)ア	利用者又は職員に感染者が発生した(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合も含む)	対象	対象	対象	対象		【緊急時の介護人材の確保に係る費用】 ・緊急雇用(応援職員の人件費など)、割増賃金・手当(時間外勤務手当・危険手当など)、職業紹介料(派遣会社を利用した場合の派遣会社に支払う手数料)、損害賠償保険の加入費用(サービス提供時の事故等に対する損害賠償保険の加入費用)、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費(応援派遣職員の旅費・交通費)
第5条(1)イ	濃厚接触者に対応した		対象	対象	対象		【職場環境復旧・環境整備に係る費用】 ・事業所・施設等の消毒費用(消毒業務の委託、リネンサプライ等のクリーニング費用、消毒に必要な物品(使い捨ての筆、ちりとり、雑巾、消毒シート、消毒液等) ※消毒機材やゴミ箱、備品などの繰り返し使用できるものは対象外 ・感染性廃棄物の処理費用 ・在庫の不足が見込まれる衛生用品(消毒用液、マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、ヘアキャップ、清拭クロス、ドライシャンプー、使い捨て食器に限る)の購入費用 ・通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費(燃料費)、車や自転車のリース費用、安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)
第5条(1)ウ	都道府県、保健所を設置する市から休業要請を受けた	対象	対象				・一定の要件のもと自主的に実施された自費検査経費(介護施設等に限り) ※職員や利用者の個別の状況及び事情等にかかわらず事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は、補助対象としない。
第5条(1)エ	感染疑い者に対し、一定の要件のもと、自費で新型コロナウイルスの検査をした ※第5条(1)ア、イを除く				対象		・一定の要件を満たす場合上記の金額に1万円を追加補助する
第5条(1)オ	病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った				対象	対象	【緊急時の介護人材の確保に係る費用】 ・緊急雇用(応援職員の人件費など)、割増賃金・手当(時間外勤務手当・危険手当など)、職業紹介料(派遣会社を利用した場合の派遣会社に支払う手数料)、損害賠償保険の加入費用(サービス提供時の事故等に対する損害賠償保険の加入費用) 【職場環境復旧・環境整備に係る費用】 ・代替場所の確保(使用料) ・ヘルパー同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費(燃料費) ・車や自転車のリース費用 ・安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)
第5条(2)	新型コロナウイルス流行に伴い通所系事業所が居宅へ訪問しサービスを提供した ※第5条(1)ア、ウを除く	対象					【緊急時の介護人材の確保に係る費用】 ・緊急雇用(応援職員の人件費など)、割増賃金・手当(時間外勤務手当・危険手当など)、職業紹介料(派遣会社を利用した場合の派遣会社に支払う手数料)、損害賠償保険の加入費用(サービス提供時の事故等に対する損害賠償保険の加入費用) 【職場環境復旧・環境整備に係る費用】 ・代替場所の確保(使用料) ・ヘルパー同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費(燃料費) ・車や自転車のリース費用 ・安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

介護サービス事業所(県要綱:第3条第4号)	通所系サービス事業所(県要綱:第3条第1号)	通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 療養通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)
	短期入所系サービス事業所(県要綱:第3条第2号)	短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る) 認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る)
	訪問系サービス事業所(県要綱:第3条第3号)	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る) 居宅介護支援事業所 福祉用具貸与事業所 居宅療養管理指導事業所
介護施設等(県要綱:第3条第5号)		介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く) 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅
高齢者施設等(県要綱:第3条第5号)		上記(第3条第5号)介護施設等及び 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 ※認知症対応型共同生活介護事業所は短期利用型も含む